

本を読んでみよう！

本を読むと、物語を通じて喜び、悲しみ、感動などを疑似体験することができます。また、読書の中での気づきは、心を豊かにし社会性を育みます。さらに、本から得られた知識や情報からは、物事を考える力、課題を解決していく力を身につけることができます。



「絵本の里けんぶち」で育った多くの子どもが、本とともに成長し、「読書が好き」になれるよう、また、未来を担う子どもたちが「生きる力」を育めるよう、剣淵町では第1期絵本の里けんぶち子ども読書推進プラン（平成26年度～平成30年度）を推進しています。このプランは、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づいた国および北海道の読書推進計画を基本として剣淵町の特性と子どもの読書活動の現状・課題を踏

剣淵町の子どもの読書活動の現状と課題

○本を読む、読み聞かせることの大切さの共有

平成25年7～8月にかけて実施した「子どもの読書活動に関するアンケート調査」では、ほとんどの保護者が子どもの成長にとって読書は重要と考えていますが、読み聞かせの意義は十分理解が得られていません。保護者自身も約半数は仕事や家事の忙しさなどから「本は読まない」と回答しています。

○家庭・地域・学校それぞれの立場からの読書活動の推進

家庭における「不読」、「読書量」や「学校図書室のあり方」などを改善するため、家庭・地域における子どもと大人の関わりが重要です。

○「絵本の里」らしい読書活動の推進

住民有志により始まった「絵本の里づくり」は、「こころにゆとりと優しさあふれる里づくり」をテーマに新しい地域文化の創造をめざし、まちづくり全般の様々な分野に波及しています。このまちづくり活動は、29年を迎え、読書活動を通じた「心の育み」は、次世代の「人づくり」の大切な要素です。

今後も、時代の変化に合わせながら輪を広げ、「絵本の里づくり」の原点ともいえる「やさしさ」「ぬくもり」を大切にした「心を育む読書活動」をさらに推進させていくことが必要です。

まえ、子どもと大人が自ら読書に親しむことができる環境づくりが進められることを目指しており、剣淵町の全ての子どもが、いつでもどこでも、自分から読書できる環境をつくり、家庭・地域・学校などが協力し合い「絵本の里けんぶち」らしい次世代を育てることを基本理念としています。



家庭・地域での読書活動

乳児期（0歳）からの読み聞かせをはじめ、幼少期から身近に本とふれあえる機会を作るため、絵本の里を創ろう会と連携しブックスタート事業（すべての赤ちゃんのまわりで楽しく温かなひとときが持たれることを願い、一人ひとりの赤ちゃんに絵本を開く楽しい体験と一緒に、絵本を手渡しプレゼントする取り組み）を行っています。

保育所における読書活動の推進

子どもたちが絵本などに親しむ機会を充実させるため、おはなし会芽ぶつ（読み聞かせグループ）による読み聞かせや、移動図書車（キャラバンカー）の巡回、エプロン・パネルシアターや人形劇などを活用し、「読む」「聞く」「見る」など、年齢に応じた読書の楽しさを体験する取り組みをしています。



学校における読書活動の推進

児童生徒の読書習慣の定着に向け、計画的かつ継続的な読書活動の推進と本と親しむための環境整備に努めています。

小学校では、全校での朝読書の取り組みや、絵本読み聞かせグループ「芽ぶつく」による絵本の読み聞かせ、紙芝居やパネルシアターや、絵本作家などによる読み聞かせの授業が行われています。



絵本の館における読書活動の推進

絵本の館は「絵本の里づくり」の拠点です。図書館としての役割のほか、年代に関わらない全住民の交流施設、また町外の人達も訪れる特色ある文化施設です。

絵本の館の利用促進に向けた読書環境の整備・充実に努めると

もに、関係機関・団体との連携により、子どもと読書をつなぐ取り組みを進めます。



こども絵本贈呈事業

「ぶつちーなブック」

子どもたちが絵本（本）に親しむための条件整備の一環として、また絵本の里らしい読書普及活動を進めるため、町内の未就学の子さん全員に絵本を送る「こども絵本贈呈事業「ぶつちーなブック」」を平成27年度から実施しています。



お知らせ

剣淵町国民健康保険からのお知らせ

特定健診の個別健診について

今年度、特定健診を受診してない方に、剣淵町立診療所での個別健診の受診券を発行しています。健診内容はメタボリック症候群に着目した身体計測、血圧測定、血液検査、尿検査、医師診察の項目です。まだ健診がお済でない方はこの機会に受診されますようお知らせいたします。

* 申し込み方法

町立診療所に予約の電話をし、日時を決めてください
(電話 34—2030)

* 期間

平成27年12月～28年3月

ご不明な点がありましたらお問い合わせ先までご連絡ください。

◇ お問い合わせ先

住民課 戸籍年金医療グループ
電話 34—2121 内線 414
健康福祉課 保健グループ
電話 34—3955

国民健康保険から社会保険などに切り替わる場合

▼ 資格喪失後に国民健康保険で受診した場合は医療費の返還となります！

国民健康保険から他の保険へ加入した場合、医療機関で受診する際に国民健康保険証は使用できなくなります。国民健康保険を資格喪失後に医療機関で使用した場合は、医療費を返還していただくこととなりますのでご注意ください。もし資格喪失後に使用された場合は、加入されていた方から剣淵町へ一旦返還していただき、返還していただいた分を本来の社会保険などへ申請していただくこととなります。

◇ お問い合わせ先

住民課 戸籍年金医療グループ
電話 34—2121 内線 414

